

ガス個別要綱（NSガス）新旧比較表

新	旧	備考
<p data-bbox="468 573 854 720">ガス個別要綱 (NSガス)</p> <p data-bbox="427 1287 887 1346"><u>2026年1月1日</u>実施</p> <p data-bbox="172 1644 1133 1703">株式会社CDエナジーダイレクト</p>	<p data-bbox="1576 573 1961 720">ガス個別要綱 (NSガス)</p> <p data-bbox="1546 1287 2006 1346"><u>2022年11月1日</u>実施</p> <p data-bbox="1279 1644 2240 1703">株式会社CDエナジーダイレクト</p>	

新	旧	備考
<p>1. 用語の定義</p> <p>本個別要綱において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 「NSガス」とは、ガス基本契約要綱及び本個別要綱に基づきお客さまと当社との間で締結するガス需給契約をいいます。</p> <p>(2) 「電気セット割」とは、NSガスを締結したお客さまが、NSガスの需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けている場合に適用対象となる割引をいいます。</p> <p>2. 適用条件</p> <p>本個別要綱は、一般ガス導管事業者（東京ガスネットワーク株式会社）の託送供給約款で定める供給区域のうち「東京地区等」に位置付けられる区域のお客さまがNSガスを希望され、日本セーフティー株式会社（以下「日本セーフティー」といいます。）を当社の媒介事業者として、当社が<u>申し込み</u>を受付し、合意したときに適用いたします。</p> <p>3. 料金</p> <p>(1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位数料金又は(2)(3)の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。</p> <p>(2) 当社は、毎月、(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により本個別要綱の各料金表の基準単位数料金に対応する調整単位数料金を算定いたします。この場合、基準単位数料金に替えてその調整単位数料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位数料金の適用基準は、ガス基本契約要綱の別表第3のとおりといたします。</p> <p>(算式)</p> <p>① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位数料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位数料金＋<u>原料費調整額</u>（0.081円×原料価格変動額／100円） ×<u>〔1＋消費税率〕</u></p> <p>② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位数料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位数料金－<u>原料費調整額</u>（0.081円×原料価格変動額／100円） ×<u>〔1＋消費税率〕</u></p> <p>(備考)</p> <p>上記①の算式により調整単位数料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第<u>3</u>位以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により調整単位数料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第<u>3</u>位以下を切り上げたものいたします。</p> <p>(3) (2)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりと</p>	<p>1. 用語の定義</p> <p>本個別要綱において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 「NSガス」とは、ガス基本契約要綱及び本個別要綱に基づきお客さまと当社との間で締結するガス需給契約をいいます。</p> <p>(2) 「電気セット割」とは、NSガスを締結したお客さまが、NSガスの需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けている場合に適用対象となる割引をいいます。</p> <p>2. 適用条件</p> <p>本個別要綱は、一般ガス導管事業者（東京ガスネットワーク株式会社）の託送供給約款で定める供給区域のうち「東京地区等」に位置付けられる区域のお客さまがNSガスを希望され、日本セーフティー株式会社（以下「日本セーフティー」といいます。）を当社の媒介事業者として、当社が<u>申し込み</u>を受付し、合意したときに適用いたします。</p> <p>3. 料金</p> <p>(1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位数料金又は<u>3</u>(2)(3)の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。</p> <p>(2) 当社は、毎月、(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により本個別要綱の各料金表の基準単位数料金に対応する調整単位数料金を算定いたします。この場合、基準単位数料金に替えてその調整単位数料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位数料金の適用基準は、ガス基本契約要綱の別表第3のとおりといたします。</p> <p>(算式)</p> <p>① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位数料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位数料金＋0.081円×原料価格変動額／100円 ×<u>〔1＋消費税率〕</u></p> <p>② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位数料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位数料金－0.081円×原料価格変動額／100円 ×<u>〔1＋消費税率〕</u></p> <p>(備考)</p> <p>上記①の算式により調整単位数料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第<u>3</u>位以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により調整単位数料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第<u>3</u>位以下を切り上げたものいたします。</p> <p>(3) (2)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりと</p>	

新	旧	備考
<p>いたします。</p> <p>① 基準平均原料価格（トン当たり） 57,250円</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり） ガス基本契約要綱の別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算式) 平均原料価格 =トン当たりLNG平均価格×0.9479 +トン当たりLPG平均価格×0.0546</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算式) イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格－基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額=基準平均原料価格－平均原料価格</p> <p>4. 割引制度</p> <p>(1) 次の適用条件のいずれも満たすお客さまは、ご希望により、電気セット割の適用を受けることができます。この場合、3(1)に定める料金から1か月につき以下に記載の割引額を差し引いたものを料金といたします。</p> <p>[適用条件] ①NSガスの需要場所において同一の名義により当社との間で電気需給契約（以下「対象電気需給契約」といいます。）を締結していること。 ②NSガスの料金と対象電気需給契約に基づきお支払いいただく電気料金を同一の支払方法によりお支払いいただくこと。</p> <p>[割引額] 割引額=3(1)に定める料金×0.5パーセント（1円未満の端数切り捨て）</p> <p>(2) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。</p> <p>5. 精算等</p> <p>お客さまは、電気セット割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に</p>	<p>いたします。</p> <p>① 基準平均原料価格（トン当たり） 57,250円</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり） ガス基本契約要綱の別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算式) 平均原料価格 =トン当たりLNG平均価格×0.9479 +トン当たりLPG平均価格×0.0546</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算式) イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格－基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額=基準平均原料価格－平均原料価格</p> <p>4. 割引制度</p> <p>(1) 次の適用条件のいずれも満たすお客さまは、ご希望により、電気セット割の適用を受けることができます。この場合、3(1)に定める料金から1か月につき以下に記載の割引額を差し引いたものを料金といたします。</p> <p>[適用条件] ①NSガスの需要場所において同一の名義により当社との間で電気需給契約（以下「対象電気需給契約」といいます。）を締結していること。 ②NSガスの料金と対象電気需給契約に基づきお支払いいただく電気料金を同一の支払方法によりお支払いいただくこと。</p> <p>[割引額] ① 電気セット割 割引額=3(1)に定める料金×0.5パーセント（1円未満の端数切り捨て）</p> <p>(2) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。</p> <p>5. 精算等</p> <p>お客さまは、電気セット割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に</p>	

新	旧	備考
<p>通知していただきます。この場合、電気セット割の適用は、当社が通知を受けた直後の定例検針日までといたします。なお、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日以降も電気セット割が適用されていた場合、電気セット割の適用は当該事実が明らかになった直後の定例検針日までとするるとともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日といたします。）の翌日まで遡って精算させていただきます。この場合の精算額は、適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。</p> <p>6. その他</p> <p>(1) <u>ガス基本契約要綱</u> 2（ガス基本契約要綱及び個別要綱の変更）(2)の規定にかかわらず、当社は、本個別要綱を変更した場合、変更後の個別要綱を日本セーフティーのホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、<u>ガス基本契約要綱</u>におけるインターネット上での開示は、日本セーフティーのホームページに掲載する方法を含むものといたします。</p> <p>(2) 当社は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、ガス使用量、料金その他の需給契約に係る事項<u>並びに</u>お客さまと日本セーフティー又はNSガス販売の委託先とのサービス契約に係る事項について、日本セーフティー又はNSガス販売の委託先に情報を提供すること及び日本セーフティー又はNSガス販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。</p> <p>(3) その他の事項については、ガス基本契約要綱を適用いたします。</p>	<p>通知していただきます。この場合、電気セット割の適用は、当社が通知を受けた直後の定例検針日までといたします。なお、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日以降も電気セット割が適用されていた場合、電気セット割の適用は当該事実が明らかになった直後の定例検針日までとするるとともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日といたします。）の翌日まで遡って精算させていただきます。この場合の精算額は、適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。</p> <p>6. その他</p> <p>(1) <u>基本要綱</u> 2（ガス基本契約要綱及び個別要綱の変更）(2)の規定にかかわらず、当社は、本個別要綱を変更した場合、変更後の個別要綱を日本セーフティーのホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、<u>基本要綱</u>におけるインターネット上での開示は、日本セーフティーのホームページに掲載する方法を含むものといたします。</p> <p>(2) 当社は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、ガス使用量、料金その他の需給契約に係る事項<u>ならびに</u>お客さまと日本セーフティー又はNSガス販売の委託先とのサービス契約に係る事項について、日本セーフティー又はNSガス販売の委託先に情報を提供すること及び日本セーフティー又はNSガス販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。</p> <p>(3) その他の事項については、ガス基本契約要綱を適用いたします。</p>	

新	旧	備考												
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>本個別要綱の実施期日 本個別要綱は、2026年1月1日から実施いたします。</p> <p>(別表)</p> <p>料金表</p> <p>1. 適用区分</p> <p>料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表B 使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表C 使用量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表D 使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表E 使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表F 使用量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。</p> <p>2. 料金表</p> <p>① 料金表A</p> <p>イ) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="237 1228 1196 1333"> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>735.46円 (消費税等相当額を含みます。)</td> </tr> </table> <p>ロ) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="237 1417 1196 1522"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>140.76円 (消費税等相当額を含みます。)</td> </tr> </table> <p>ハ) 調整単位料金</p> <p>ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>② 料金表B</p> <p>イ) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="237 1837 1196 1942"> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>1,022.38円 (消費税等相当額を含みます。)</td> </tr> </table>	1か月及びガスメーター1個につき	735.46円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	140.76円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	1,022.38円 (消費税等相当額を含みます。)	<p style="text-align: center;">付則</p> <p>1. 本個別要綱の実施期日 本個別要綱は、2022年11月1日から実施いたします。</p> <p>(別表)</p> <p>料金表</p> <p>1. 適用区分</p> <p>料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表B 使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表C 使用量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表D 使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表E 使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表F 使用量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。</p> <p>2. 料金表</p> <p>① 料金表A</p> <p>イ) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1341 1228 2300 1333"> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>735.46円 (消費税等相当額を含みます。)</td> </tr> </table> <p>ロ) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1341 1417 2300 1522"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>140.76円 (消費税等相当額を含みます。)</td> </tr> </table> <p>ハ) 調整単位料金</p> <p>ロ) の基準単位料金をもとに3(2) 及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>② 料金表B</p> <p>イ) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1341 1837 2300 1942"> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>1,022.38円 (消費税等相当額を含みます。)</td> </tr> </table>	1か月及びガスメーター1個につき	735.46円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	140.76円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	1,022.38円 (消費税等相当額を含みます。)	
1か月及びガスメーター1個につき	735.46円 (消費税等相当額を含みます。)													
1立方メートルにつき	140.76円 (消費税等相当額を含みます。)													
1か月及びガスメーター1個につき	1,022.38円 (消費税等相当額を含みます。)													
1か月及びガスメーター1個につき	735.46円 (消費税等相当額を含みます。)													
1立方メートルにつき	140.76円 (消費税等相当額を含みます。)													
1か月及びガスメーター1個につき	1,022.38円 (消費税等相当額を含みます。)													

新		旧		備 考
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1立方メートルにつき	126.42円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	126.42円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
③ 料金表C		③ 料金表C		
イ) 基本料金		イ) 基本料金		
1か月及びガスメーター1個につき	1,193.39円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	1,193.39円 (消費税等相当額を含みます。)	
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1立方メートルにつき	124.28円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	124.28円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
④ 料金表D		④ 料金表D		
イ) 基本料金		イ) 基本料金		
1か月及びガスメーター1個につき	1,833.02円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	1,833.02円 (消費税等相当額を含みます。)	
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1立方メートルにつき	121.08円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	121.08円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
⑤ 料金表E		⑤ 料金表E		
イ) 基本料金		イ) 基本料金		
1か月及びガスメーター1個につき	6,100.61円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	6,100.61円 (消費税等相当額を含みます。)	

新		旧		備 考
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1立方メートルにつき	112.54円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	112.54円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
⑥ 料金表F		⑥ 料金表F		
イ) 基本料金		イ) 基本料金		
1か月及びガスメーター1個につき	12,065.05円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	12,065.05円 (消費税等相当額を含みます。)	
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1立方メートルにつき	105.09円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	105.09円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		